

教職課程

1. 本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科 人間社会学部

学部	学科	免許状の種類と教科
人間社会学部	情報社会学科	中学校教諭1種免許状(社会)
		高等学校教諭1種免許状(地理歴史)
		高等学校教諭1種免許状(公民)
		高等学校教諭1種免許状(情報)
	心理学科	高等学校教諭1種免許状(公民)

なお、詳細については、教職課程ガイドンスで確認をしてください。

2. 教職課程の履修登録方法

1) 学部生

人間社会学部に在籍する学生が教員免許状を取得するためには、本学の教職課程に履修登録する必要があります。教職課程の履修登録は1年次から行うことが可能です。この登録を行っていない場合、「教職に関する科目」を履修することができません。

なお、教職課程の新規・追加登録は1・2年次に行ってください。

①教職課程ガイドンスへの出席

前期・後期の初めに行われる学年別の「教職課程ガイドンス」に必ず出席してください。出席できない場合は、必ず教務課教職課程まで連絡をしてください。欠席をしますと教員免許状の取得に支障をきたす場合がありますので注意してください。

②教職課程履修者登録票の提出

新規に教職課程の登録を行う学生及び教員免許状の教科を追加する学生には、前期・後期の初めに行われる教職課程ガイドンスにおいて、「教職課程履修者登録票」を配布します。必要事項を全て記入して、前期は4月下旬までに、後期は9月下旬までに教務課教職課程へ提出してください。

提出期日は、教職課程ガイドンス、教職課程掲示板等で案内します。

③教職授業料の納入

教職課程に初めて登録する時に「教職課程履修者登録票」と一緒に教職授業料として25,000円を納入します(免許1教科の場合)。また、同校種の免許教科を1教科追加する場合は5,000円、別校種の免許を1免許追加する場合は10,000円を納入しなければなりません。

なお、いったん納入された教職授業料は、返還いたしません。

また、中学校教諭1種免許状の取得を目指す場合は、介護等体験にかかる諸経費として、2年次に別途10,000円を納入します。

2) 科目等履修生

本学又は他大学を卒業し、本学の科目等履修生に登録をする場合は、学生便覧に記載されている出願方法に従って登録を行ってください。

履修に必要な科目の詳細については、卒業した大学での修得単位を確認の上、免許を申請する都道府県の教育委員会(教職員採用課)にて事前に必ず確認してください。その上で、本学の教務課教職課程にて手続きを行ってください。

なお、本学卒業生でない者が「教育実習」・「教職実践演習」を履修することはできません。教員免許取得を目的として科目等履修生の登録をする者は、登録時に「科目等履修生教職課程履修者登録票」を提出し、教職授業料を納入してください。科目等履修生の資格が継続している間は、教職授業料の再納付は必要ありません。

また、履修する学期の初めに行われる教職課程ガイダンスには必ず出席してください。詳細については、出願の際に教務課教職課程で確認をしてください。

3. 教員免許状の取得に必要な単位修得方法

本学で教育職員免許状を取得するためには、前項の「2. 教職課程の履修登録方法」に記載されている手続きの他に、次の表のとおり「基礎資格」及び「各科目の最低修得単位」の修得が必要となります。

【平成22年度以降の入学者】

免許状の種類	①基礎資格	②基礎となる科目 (別表1)	③教科に関する科目 (別表2)	④教職に関する科目 (別表3)	⑤教科又は教職に関する科目 (別表2又は4)	合計
中学校教諭 1種免許状 (各教科)	学士の学位を有すること	8単位	20単位	33単位 ※1	8単位	69単位 ※3
高等学校教諭 1種免許状 (各教科)	学士の学位を有すること	8単位	20単位	25単位 ※2	16単位	69単位 ※3

※1 平成21年度以前入学生は35単位。

※2 平成21年度以前入学生は27単位。

※3 平成21年度以前入学生は71単位。

①基礎資格

基礎資格の「学士の学位を有すること」は本学の学部を卒業することで充足されます。

②基礎となる科目

「基礎となる科目」は、以下に記載されている各科目の単位を修得することで充足されます。「基礎となる科目」は、卒業に必要な単位に含めることができます。

区 分	科 目 名	単位数
日本国憲法に関する科目	日本国憲法	2単位
体育に関する科目	人間理解X I (スポーツと科学)	2単位
外国語コミュニケーションに関する科目	オーラルイングリッシュA	2単位
情報機器の操作に関する科目	コンピュータ・リテラシーA I	2単位

③教科に関する科目

「教科に関する科目」は、人間社会学部規程別表Ⅱに記載されている各学科の該当科目の単位を修得することで充足されます。

④教職に関する科目

「教職に関する科目」は、人間社会学部規程別表Ⅱに記載されている科目の単位を修得することで充足されます。

「教職課程に関する科目」は、教職に就くうえで必要な教育理念や教育方法などを学び研究する科目です

また、「教職に関する科目」は、進級・卒業に必要な単位に含まれませんので、注意し

てください。

なお、教科教育法は、取得しようとする免許状の教科によって修得しなければならない授業科目が次のように異なります。

免許状の種類	教科の種類	科目名	単位数
中学校教諭 1種免許状	社会	社会科・地歴科教育法Ⅰ又は社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・地歴科教育法Ⅱ又は社会科・公民科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅲ 社会科教育法Ⅳ	各2単位
高等学校教諭 1種免許状	地理歴	社会科・地歴科教育法Ⅰ 社会科・地歴科教育法Ⅱ	各2単位
	公民	社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	各2単位
	情報	情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	各2単位

注) 社会科教育法Ⅰ・Ⅱについて、以下の組み合わせで履修はできません。

- ・ 社会科・地歴科教育法Ⅰ と 社会科・公民科教育法Ⅱ
- ・ 社会科・公民科教育法Ⅰ と 社会科・地歴科教育法Ⅱ

⑤教科又は教職に関する科目

「教科又は教職に関する科目」は、中学校教諭1種免許状の場合は8単位以上、高等学校教諭1種免許状の場合は16単位以上を修得する必要があります。人間社会学部規程別表Ⅱに記載されている科目(最大12単位)、又は前項「③教科に関する科目」において修得した20単位の他に、習得した該当科目の単位でも充足されます。

⑥介護等体験

中学校教諭1種免許状取得のために必要な介護等体験を3年次に行います。

体験期間は、社会福祉施設に5日間、特別支援学校に2日間です。

2年次の後期に、申し込み手続き等の説明会を開催します。

⑦教育実習の実施要件

「教育実習」を行うには、1年次から3年次までに開講されている「教職に関する科目」の単位を全て修得しなければなりません。

時間割では、専門科目の必修と「教職に関する科目」が同時限に配置されているため1・2年次のときにしか履修できない科目がありますので、履修計画を立てる際には、2・3年次の時間割表も考慮して、3年次終了までに単位の未修得がないようにしてください。

⑧履修カルテ

教育職員免許法施行規則改正に伴い、2010年度入学生から「教職実践演習」が新設されました。これに伴い教職課程履修開始時より「履修カルテ」を作成する必要があります。

教職課程履修1年目から教員免許取得までの学生個人の学習状況をきめ細かく把握するために作成します。

⑨取得免許状の組み合わせ

複数の教員免許取得を希望する場合は、教務課教職課程で追加登録の手続きを行ってください。

また、履修の際には必ず教務課教職課程で免許取得に必要な科目を確認してください。